

# 北陸農政局土地改良技術事務所格納庫他機械警備業務仕様書

## 第1 警備の目的

次に掲げる警備対象施設における火災、盗難等の被害の防止並びに火災等の早期発見による被害の拡大を防止するとともに、その他不良行為を排除し、警備対象施設、物品の保全を図り、対象施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

## 第2 警備対象施設

- ① 北陸農政局土地改良技術事務所格納庫  
住所：金沢市新保本1丁目451番地1  
用途：倉庫  
構造：鉄骨造 地上1階  
規模：建築面積 327.60㎡
- ② 北陸農政局土地改良技術事務所書庫  
住所：金沢市新保本1丁目451番地1  
用途：書庫  
構造：鉄骨コンクリート造 地上1階  
規模：建築面積 150.80㎡
- ③ 北陸農政局土地改良技術事務所簡易車庫  
住所：金沢市新保本1丁目451番地1  
用途：車庫  
構造：アルミ造  
規模：建築面積 29.91㎡
- ④ 北陸農政局土地改良技術事務所車庫  
住所：金沢市新保本1丁目451番地1  
用途：車庫  
構造：木造 地上1階  
規模：建築面積 74.52㎡

①～④各々の施設に警備システムのセット及び解除装置を設置すること。

## 第3 警備業務実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

## 第4 警備業務の概要

1. 警報機器等(異常感知装置、火災感知装置、監視カメラ及び自動通報装置等その他必要な装置)を用いた警備活動及び緊急要員による対応を組み合わせた警備活動
2. 火災、盗難及び不良行為(以下「事故等」という。)の拡大防止
3. 事故確認時における関係機関への通報、連絡
4. 事故報告書の提出
5. 警備対象施設に対する入退庁の履歴情報の記録及び記録内容の提出

## 第5 業務関係図書

警備計画書(警備機器等の明細及び配置図面)を作成し、入札説明書等にて定める期日までに発注者へ提出すること。

## 第6 警備時間等

1. 警備担当及び実施時間  
全日、24時間とする。
2. 警備機器等の鍵等
  - (1) 受注者は、発注者が行う警備機器等の作動開始及び作動解除に必要な鍵又は電子カード等(以下「鍵等」という。)を、下記のとおり用意し発注者に預託するものとする。  
第2に記載する施設番号①～④すべてを解錠できる鍵等 3式  
第2に記載する施設番号①～④各々のみ解錠できる鍵等 3式ずつ  
合計15式とする。
  - (2) 警備対象施設の事故等の異常事態発生時において、受注者又は緊急要員が行う警備実施に必要な合鍵(警備対象施設の出入口の鍵をいう。)については、契約締結後に受注者に預託するものとする。  
なお、合鍵の必要数は上記(1)の個数に含まない。
  - (3) 発注者及び受注者は、鍵等又は合鍵をそれぞれが厳重に取扱い保管するものとする。

## 第7 警備業務責任者等の指定等

1. 発注者は、契約締結後に警備対象施設に係る警備業務責任者及び補助者(以下「警備業務責任者等」という。)を指定し、警備業務責任者等名簿を受注者へ提出するものとする。
2. 発注者は、警備業務責任者等に変更があるときは、遅滞なくその都度変更した警備業務責任者等名簿を受注者へ提出するものとする。

## 第8 警備業務内容の詳細

1. 警備対象施設で発生した事故等の異常事態を、受注者が指定する事務所等へ自動的に通報する機能を有するものとする。

また、発注者が定めた時刻に警報機器等が解除されたままである場合、自動的にセットする機能を有する又は受注者が現地を確認するものとする。

なお、設定する時刻等については、別途指示する。

2. 通報等の使用回線は、受注者の一般公衆用回線等を使用するものとし、不測の事態に備え、複数回線での通信を行うこと。

なお、警備対象施設において電話回線の契約は無い。

3. 第6の1.の警備実施時間中、受注者は、警報機器等の受信装置を間断なく監視するとともに、緊急要員との連絡体制を図るものとする。

4. 緊急要員は、受注者の事務所等との連絡体制を図り、警備対象施設の事故等の異常事態に備えるものとする。

5. 警報機器等は、別添図面の警戒範囲を監視できるよう配置するものとする。

なお、第2に記載する施設毎の警備機器等は以下の性能を満たすものとする。

- 施設番号①
- ・火災を感知するもの
  - ・人の侵入を感知するもの
  - ・シャッターの開閉を感知するもの

- 施設番号②
- ・火災を感知するもの
  - ・人の侵入を感知するもの

- 施設番号③
- ・人の侵入を感知するもの

- 施設番号④ 施設番号①と同様

また、①の施設の外壁に取付、敷地内を監視する監視カメラを標準で2式設置すること。監視カメラで撮影した画像は有線にて録画用レコーダーと接続し、外部ネットワークとは通信しないこと。仕様については別添のとおりとする。

なお、監視カメラ及び録画用レコーダーについても、警備業務実施期間は保守管理すること。

6. 警備業務実施期間が終了したときは、警報機器等を撤去し、原状回復するものとする。

## 第9 事故等の異常事態発生時における受注者の対応

1. 受注者は警報機器等により、発注者の警備対象施設に事故等の異常事態が発生したことを確認したときは、緊急要員を速やかに派遣し、事故等の異常

事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたること。

2. 警備対象施設に到着した緊急要員は、事故等の異常事態を確認後、受注者の事務所等へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。
3. 受注者は、事故等の異常事態を確認した内容について、警備対象施設に係る警備業務責任者等に連絡すること。

## 第 10 定時及び臨時の報告等

1. 受注者は、毎月の業務が完了した際は、発注者に対し警備業務完了報告書を提出するものとする。
2. 受注者は、事故を確認した際は、警備業務責任者等に対し、速やかに電話若しくは、口頭で報告するとともに、翌日（休日を除く。）までに事故報告書を提出するものとする。
3. 受注者は、各月の警備対象施設に対する入退庁の履歴情報の記録及び記録内容を警備業務責任者等に対し速やかに提出すること。  
ただし、WEBサイト等で閲覧出来る場合は、記録等の提出に代えることができる。

## 第 11 警報機器等の保守点検等

1. 受注者は、警備対象施設に設置された警報機器等について、良好な状態を確保するために適宜保守点検を行うものとし、点検の都度、その結果を警備業務責任者等に報告するものとする。
2. 受注者は、警報機器等の保守点検のために、警備対象施設に立ち入る必要がある場合には、あらかじめ警備対象施設に係る警備業務責任者等の許可を得るものとする。

## 第 12 業務遂行上の責務等

1. 発注者及び受注者は、鍵等又は合鍵を紛失した場合には、直ちに発注者又は受注者に連絡するとともに、それぞれの指示（原状回復に要する一切の費用を含む。）に従うものとする。
2. 受注者は、警報機器等の設置及び撤去並びに保守点検により、警備対象施設に損傷が生じた場合には、直ちに発注者に連絡するとともに、その指示（原状回復（警報機器等及び配線等の取付けの必要上、警備対象施設に施された孔穴を除く。）に要する一切の費用を含む。）に従うものとする。
3. 受注者は、本業務の遂行により緊急要員が死傷等を負った場合、一切の責任を負うものとする。

## 第 13 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

### 1. 主な環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

#### (1) エネルギーの節減

- ・エネルギーの仕様の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

等

#### (2) 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

等

#### (3) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

等

### 2. 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式 1 を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、

機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 第 14 その他

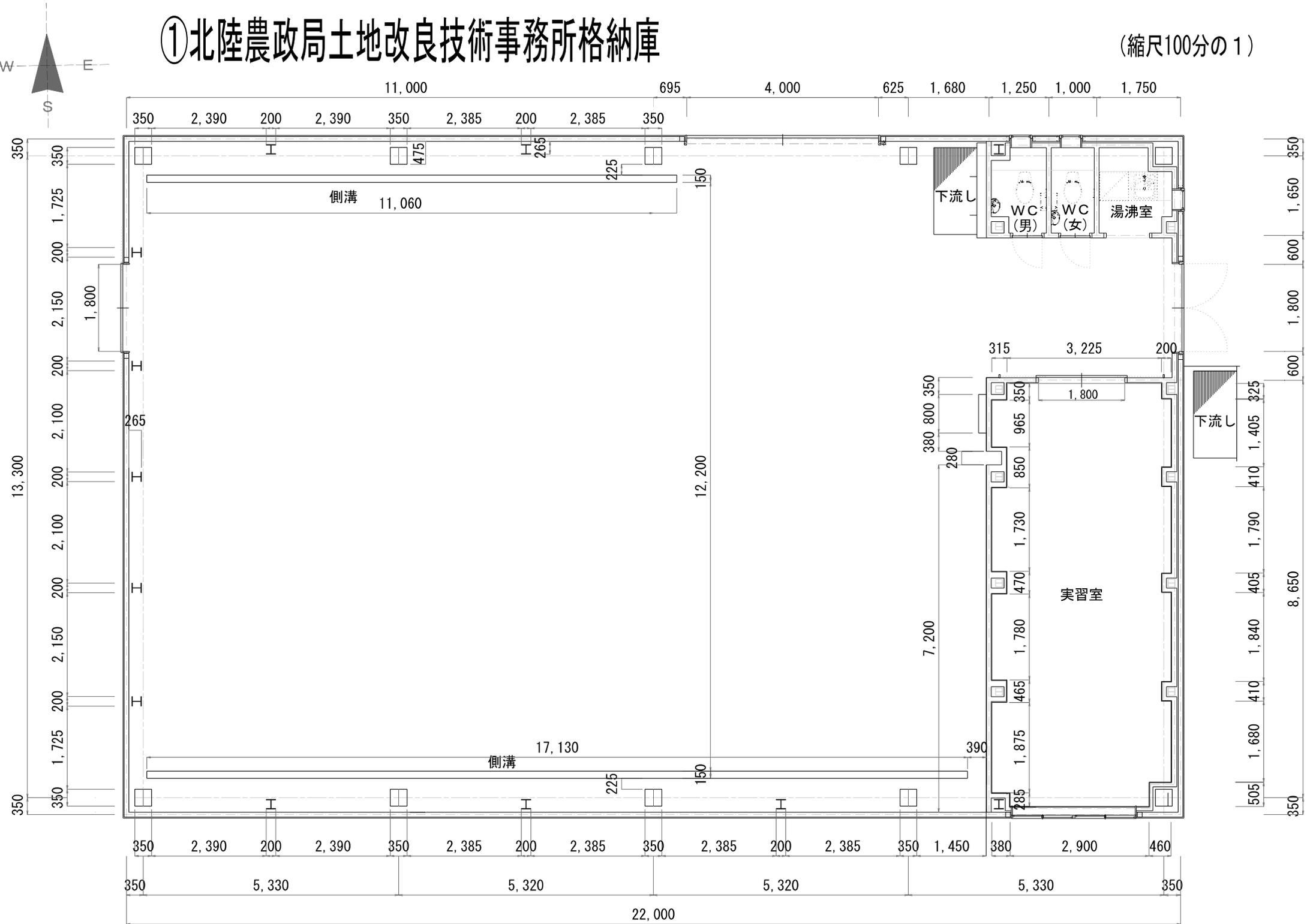
1. 第 3 に掲げる警備実施期間の開始前に警報機器等を設置できない場合は、その期間については、巡回警備を行うものとする。
2. 警報機器等の設置箇所及び警備実施上、この警備業務仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
3. 受注者及び本業務に従事する者（従事した者を含む。以下「本業務の従事者」という。）は、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務の遂行に使用する以外に使用、又は提供してはならない。
4. 受注者は、保有した情報について、漏えい等安全確保の問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置等について直ちに報告しなければならない。
5. 受注者は、本業務が終了したときは、業務関係書類、提出資料以外に作業過程で作成した資料、電子媒体類に保存されている情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により消去又は廃棄しなければならない。
6. 本業務の従事者は、発注者から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。

別添

品 目	数量	仕 様 等
監視カメラ	2 式	屋外用（防水加工有り） 有効画素数 200万画素程度
録画用レコーダー	1 式	保存容量：2TB相当（3～4週間録画可能 であることを想定している） レコーダーに対応した液晶モニター（21.5型 ワイド程度）を付属すること 上記モニターにスピーカーが付帯していない 場合は、別途スピーカーを用意すること

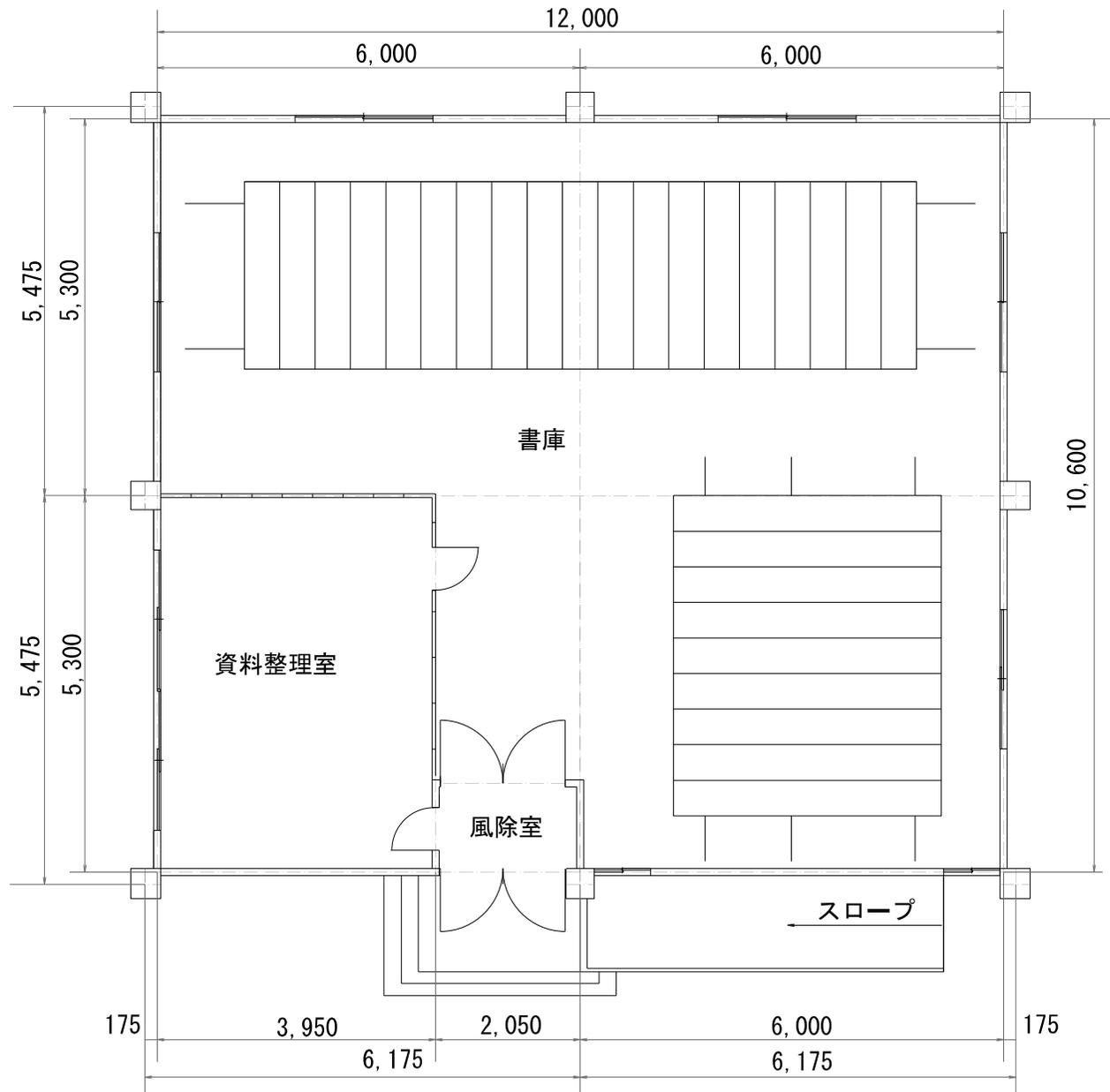
# ①北陸農政局土地改良技術事務所格納庫

(縮尺100分の1)



## ②北陸農政局土地改良技術事務所書庫

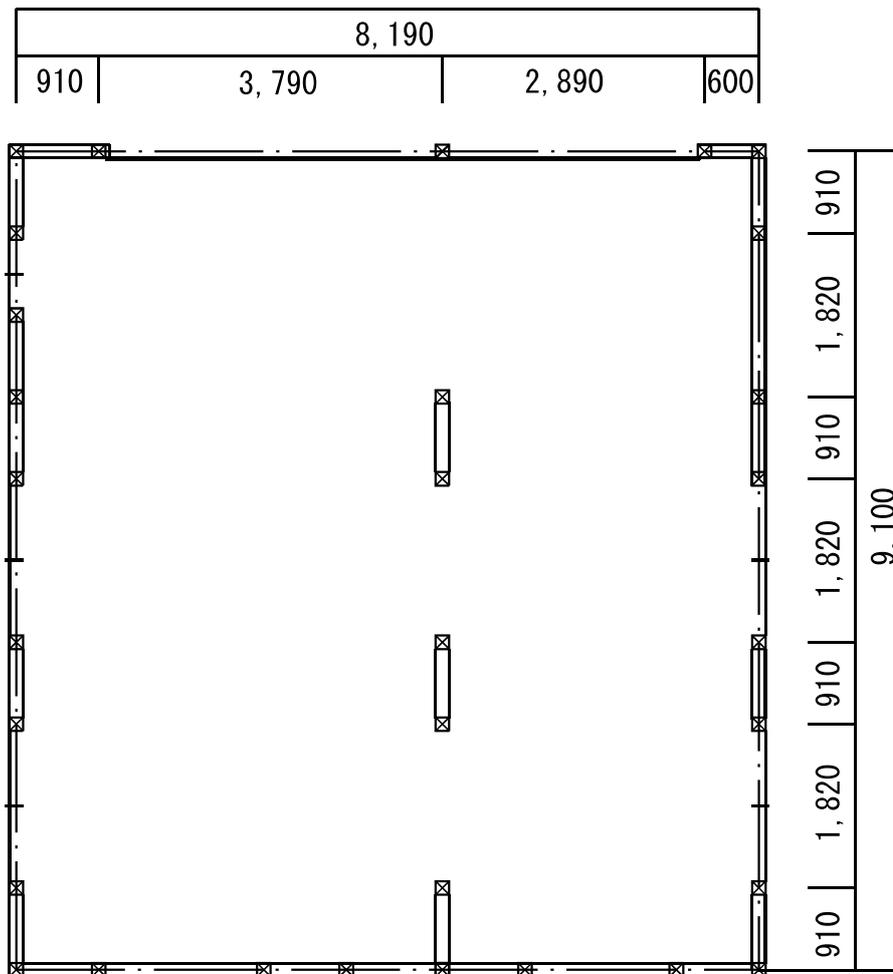
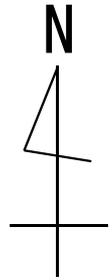
(縮尺100分の1)



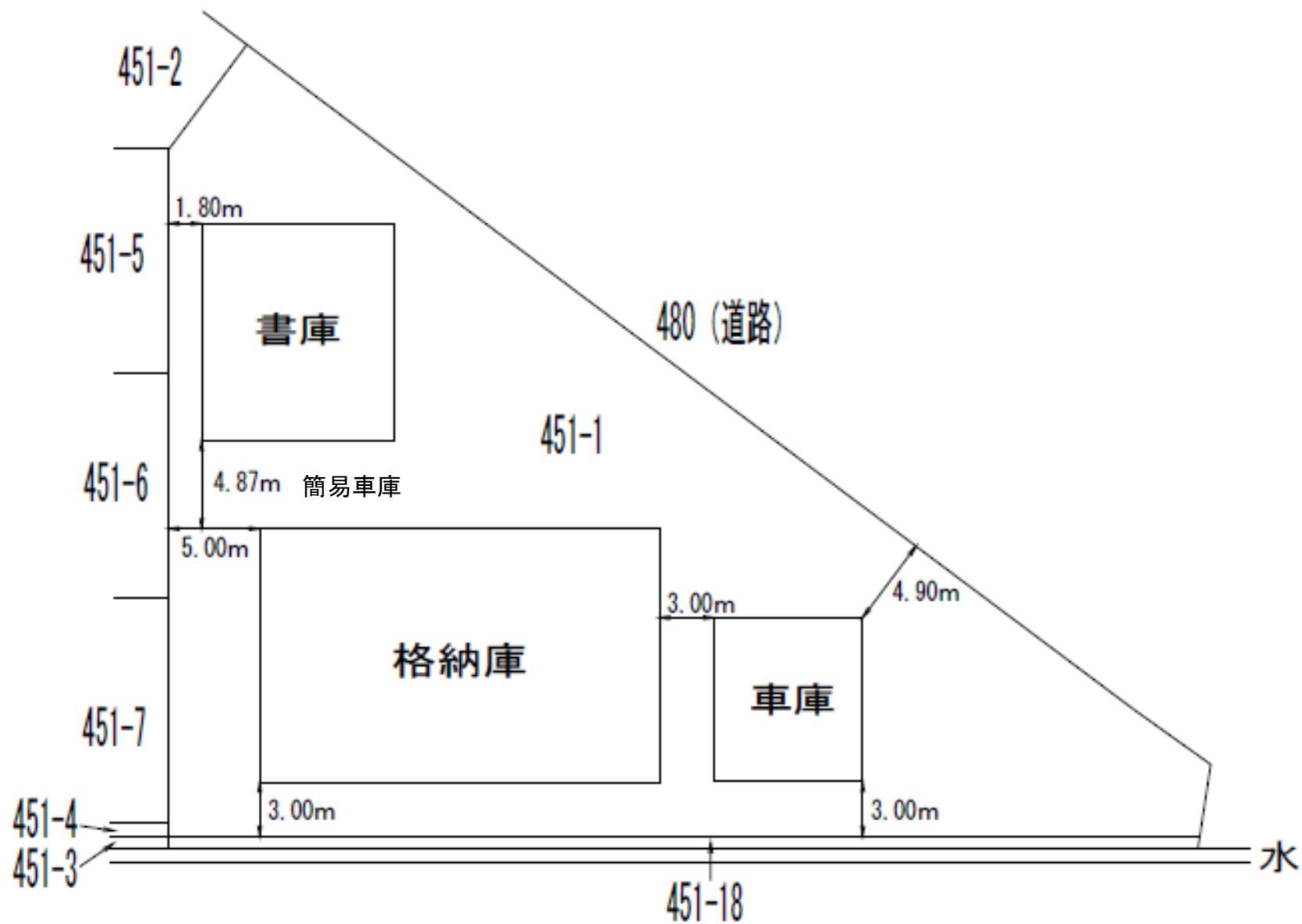


# ④ 北陸農政局土地改良技術事務所車庫

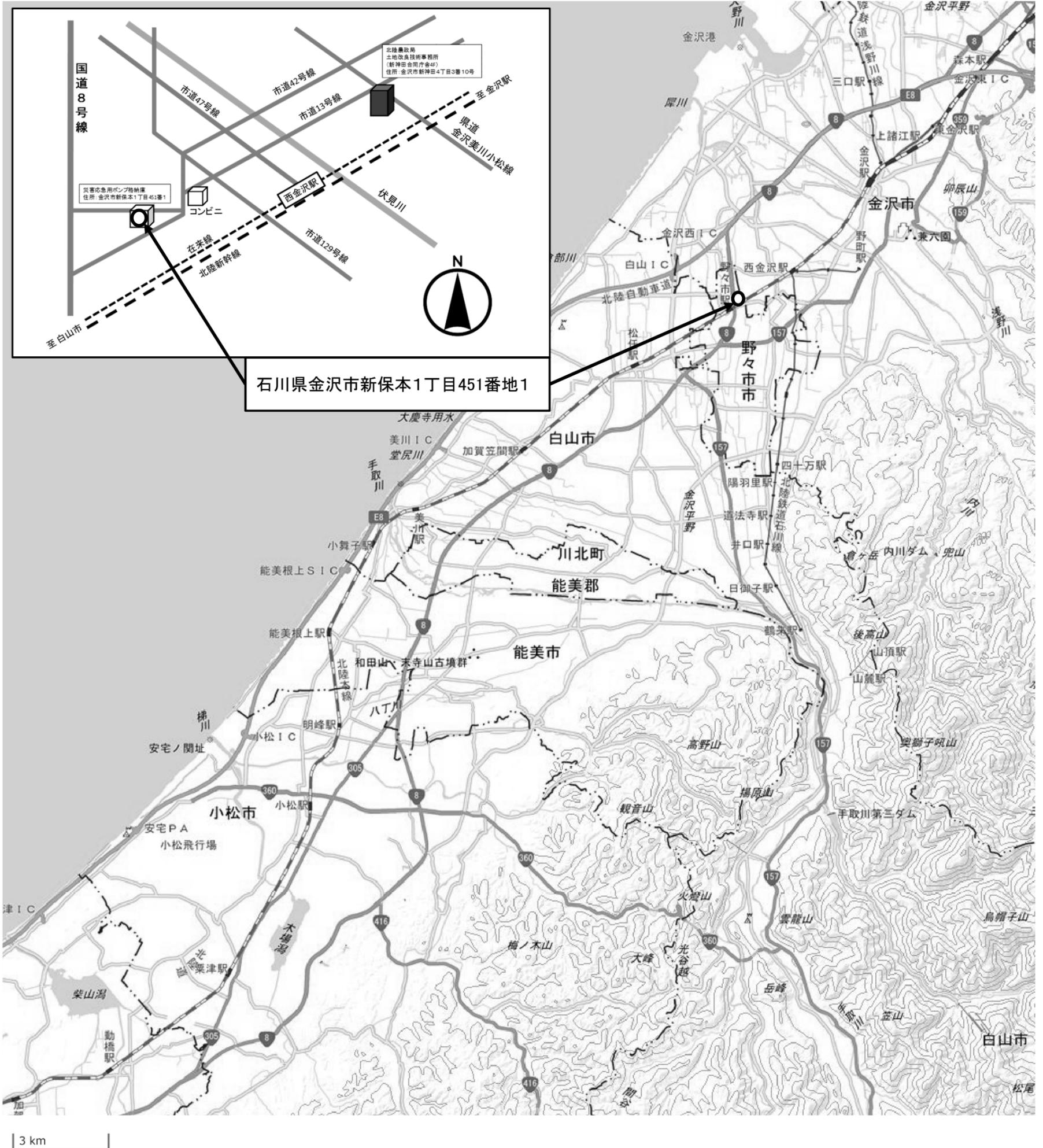
(縮尺100分の1)



# 建物図面



北陸農政局土地改良技術事務所  
格納庫他機械警備業務 全体位置図



地理院地図をもとに北陸農政局土地改良技術事務所が作成

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）